

令和 6 年 度

階上町下水道事業会計
補正予算（第 5 号）

青森県階上町

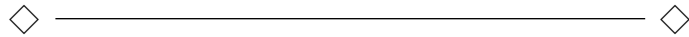
議案第 8 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和 6 年度下水道事業会計予算について収入及び支出の額を補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第 5 号

令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算の専決処分について

令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

階上町長 荒 谷 憲 輝

令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算 別冊のとおり

専決第5号

令和6年度 階上町下水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和6年度階上町の下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度階上町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	372,944 千円	△4,886 千円	368,058 千円
第1項 営業収益	43,216 千円	△46 千円	43,170 千円
第2項 営業外収益	328,420 千円	△4,840 千円	323,580 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	294,233 千円	963 千円	295,196 千円
第1項 営業費用	264,367 千円	610 千円	264,977 千円
第2項 営業外費用	27,968 千円	353 千円	28,321 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,654千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,154千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	248,121 千円	△500 千円	247,621 千円
第1項 企業債	71,600 千円	△500 千円	71,100 千円

令和7年3月31日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝